高砂市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）及び県が定める県土整備部補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）に基づき、国、県及び他市と協調して、住民にとって必要不可欠なバス路線の維持確保を図るため、民営の乗合バス事業者に予算の範囲内において補助金を交付し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、「乗合バス事業者」、「補助対象経常費用」及び「輸送量」の定義は、国要綱及び県要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第３条　補助の対象となる者は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を経営する民営の者であり、補助対象期間における乗合バス事業全体において経常損失を生じていること。

（補助対象要件等）

第４条　補助対象要件、補助対象経費及び補助対象期間は、国庫協調補助路線維持に基づく補助にあっては別表第１のとおりとし、県単独補助路線維持に基づく補助にあっては別表第２のとおりとする。

（補助金の交付額）

第５条　補助金の額は、予算の範囲内において、国庫協調補助路線維持に基づく補助にあっては別表第１のとおりとし、県単独補助路線維持に基づく補助にあっては別表第２のとおりとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、バス対策費補助金申請書（県要綱様式第１４－２号。以下「申請書」という。）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）補助対象期間に係る旅客自動車運送事業報告規則第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

（２）バス対策費補助事業に要する費用の総額（県要綱様式第１４－３号及び第１４－４号）

（３）運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（県要綱様式第１４－５号）

（４）当該バス運行系統の運行系統図（市管内図に起点、終点及び通過点を朱書きしたもの）

（５）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び額の確定）

第７条　市長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを適正と認めるときは、当該補助金の交付の決定及び額の確定を行い地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第１号）により、当該申請者にその旨通知する。

２　市長は、前項の審査の結果、適正と認めないときは、当該補助金の不交付の決定を行い、当該申請者にその旨を通知する。

（補助金の請求）

第８条　市長は、前条第１項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第２号）により補助金を交付する。

（補助金の経理等）

第９条　補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経費について、その収支状況を明らかにする

ため、他の経理と明確に区別した帳簿等を備えておかなければならない。
２　前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存しておくものとする。

（補助金の交付の取消及び返還）
第10条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１）補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱に基づく規定に違反したとき。
（２）申請書に虚偽の記載をしたとき。

（遅延利息）
第11条　前条の規定により補助金の返還が命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに返還しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補則）
第12条　この要綱に定めのないものについては、国要綱及び県要綱に準じる。

付則
この要綱は、公布の日から施行し、平成１６年度分の補助金から適用する。
付則
この要綱は、平成２１年１１月１９日から施行し、平成２１年度分の補助金から適用する。
付則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
付則
この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。
付則
この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

１　この要綱第７条の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることができる。

別表第１（第４条関係）

	バス対策（国庫協調補助路線維持）費補助
補助対象要件	次に掲げる全てに該当する系統（以下この表において「補助対象系統」という。）の運行であること。 １　生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く。）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統 ２　道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第３条の３第１号に規定する路線定期運行に係る系統 ３　本市を含み複数市にまたがる系統 ４　１日当たりの計画運行回数が３回以上の系統。ただし、兵庫県生活交通対策地域協議会が認めた場合は、平日１日当たりの運行回数が３回以上の系統とする。 ５　１日当たりの輸送量が１５人以上１５０人以下と見込まれる系統 ６　補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の経常費用の見込額に達していない系統 ７　補助対象期間の末日において引き続き１年以上運行される予定の系統 ８　本市以外にまたがる市の全てにおいて、県要綱に基づきバス対策（国庫協調補助路線維持）費補助による補助を受けられる系統 ９　事業者が収支の改善、利用状況の開示及び住民参画に努めている系統
補助対象系統ごとの補助対象経費	１　補助対象系統ごとの経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額に、本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額とする。 ２　補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の５０％以上であり、かつ、当該競合系統の輸送量の和が１日当たり１５０人を超えることが見込まれている場合にあっては、１の規定にかかわらず、次式により計算された額に、本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額とする。 当該補助対象系統の経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額×（当該補助対象系統の総キロ程－競合区間に係るキロ程）／当該補助対象系統の総キロ程 ３　補助対象系統の平均乗車密度の見込数値が５人未満である場合にあっては、１又は２の規定にかかわらず、当該補助対象系統の輸送量を５人で除した数値（端数は切り捨てる。）を運行回数とみなして１又は２の規定により算出した額に相当する額とする。
補助対象期間	補助を受ける前年の１０月１日から補助年度の９月３０日までの１年間とする。
限度額	【補助対象経費の限度額】 補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額に、本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額とする。

別表第２（第４条関係）

	バス対策（県単独補助路線維持）費補助
補助対象要件	次のいずれかに該当する系統（以下この表において「補助対象系統」という。）の運行であること。 １　次に掲げる全てに該当する系統 （１）生活交通路線（高速バスや観光目的バス等を除く。）として兵庫県生活交通対策地域協議会で認められた系統 （２）道路運送法施行規則第３条の３第１号に規定する路線定期運行に係る系統 （３）本市を含み複数市にまたがる系統 （４）平均乗車密度が２人以上１５人以下と見込まれる系統 （５）１日当たりの計画運行回数が１０回以下の系統 （６）１日当たりの輸送量が２人以上５０人以下と見込まれる系統 （７）補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の経常費用の見込額に達していない系統 （８）補助対象期間の末日において引き続き１年以上運行される予定の系統 （９）本市以外にまたがる市町の全てにおいて、県要綱に基づきバス対策（県単独補助路線維持）費補助による補助を受けられる系統 （10）事業者が収支の改善、利用状況の開示及び住民参画に努めている系統 （11）別表第１に規定する補助対象要件に該当しない系統 （12）国要綱に定める地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に該当しない系統 ２　次に掲げる全てに該当する系統 （１）別表第１に規定するバス対策（国庫協調補助路線維持）費補助を受ける系統のうち、同表の補助対象系統ごとの補助対象経費の項の３に規定する場合に該当する系統 （２）１の（４）から（６）までに該当する系統 ３　次に揚げるすべてに該当する系統 （１）国要綱に定める地域内フィーダー系統の補助事業の基準を満たす系統で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請をしている系統 （２）１の（１）から（11）までのすべてに該当する系統
補助対象系統ごとの補助対象経費	１　補助対象要件１に係る補助対象経費 （１）補助対象系統ごとの経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額に、本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額とする。 （２）補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の５０％以上であり、かつ、当該競合系統の輸送量の和が１日当たり１５０人を超えることが見込まれている場合にあっては、（１）の規定にかかわらず、次式により計算された額に、本市に係る運行キロ程の割合を乗じて得た額とする。 当該補助対象系統の経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額×（当該補助対象系統の総キロ程－競合区間に係るキロ程）／当該補助対象系統の総キロ程 ２　補助対象要件２に係る補助対象経費 １に定めるところにより算出した額から、別表第１に規定するバス対策（国庫協調補助路線維持）費補助において算出される補助対象経費の額を控除した額とする。この場合において、１に定めるところにより算出した額は、補助対象経常経費の11/20に該当する額に、本市に係る系統キロ程の割合を乗じて得た額を限度とする。 ３　補助対象事業３に係る補助対象経費 前々号に定めるところにより算出した額から、国要綱に定める地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の額を控除した額
補助対象期間	補助を受ける前年の１０月１日から補助年度の９月３０日までの１年間とする。

様式第１号（第７条関係）

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

高砂市長

地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付決定及び額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付　第　　号で申請のあった地方バス等公共交通維持確保対策事業補助金については、要綱第７条の規定に基づき、下記のとおり交付することと決定し、あわせてその額を確定しましたので通知します。

記

１．交付決定額（確定額）

運行系統数	補助金交付決定額
系統	千円

２．交付決定（確定）の内容

申請番号	運行系統			補助金申請額	補助金確定額	備考
	起点	主な経由地	終点			
第　　号				千円	千円	
計	系統			千円	千円	

３．補助金交付の条件は、交付要綱第９条（補助金の経理等）のほか、次の通りとする。

（１）補助金の交付の目的に反して使用しないこと。

（２）その他、補助金交付要綱に従って適正に使用すること。

様式第２号（第８条関係）

補　助　金　請　求　書

金　　円也

ただし、平成　　年度地方バス等公共交通維持確保対策補助金

補助金交付決定額　　円

今回請求額　　円

〈根拠〉補助金交付決定通知　　第　　号
平成　　年　　月　　日

上記のとおり、補助金を精算払いによって交付されたく、高砂市地方バス等公共交通維持確保対策補助金交付要綱第８条第１項の規定により、請求します。

平成　　年　　月　　日

高砂市長　　様

住　　所

団 体 名

代表者名　　（ 印）